

第 26 回著作権分科会（平成 20 年 10 月 1 日）における意見の概要

（権利者不明の場合の円滑化方策について）

- 保護期間の延長については、賛成の人もいれは反対の意見もいて、議論が膠着状態になっていると印象を受ける。一方で、ネットに関しては、慎重な審議が必要だとは思いますが、法律改正やフェアユースの概念など、利用促進のための新しいシステムをつくらなければならないというのは急務である。こういう状況の中では、権利者と利用者がより深く話し合いをすることが重要であり、互いに自分の意見にこだわって、話が先に進まないという状況になると、双方にとって大きな損失になる。
- 実演家の許諾権によって流通が妨げられている例は本当にあるのか。あるとしても、それぞれ個別の理由があるはず。権利者の許諾権を予防的に取り上げて、刃物は危険だからとして包丁を取り上げて料理ができないという状況にならないようにすべき。
- 権利者不明の場合における具体的な対応策の在り方については、コンテンツ利用の円滑化全般の施策の中で考えるべきであり、集中管理の促進、権利情報の整備・集約、書面による契約の締結の促進によって権利者不明の発生を防止することが十分に可能である。これらの動きが否定されるような方向とすべきではない。
- 過去の著作物等の利用の円滑化のための方策については、裁定制度と新たな制度設計という可能性が追求されているが、裁定制度の創設の問題については、条約等の規定に抵触する内容であってはならない。また、権利制限型については、権利者の捜索について相当な努力の解釈が、利用者側において安易かつ恣意的に行われる危険性が高いという危惧を持っている。制度が不当に乱用されることのないような制度的な仕組みを設ける必要があるのではないか。一定の機関に申告して利用情報を開示すること、あるいは、事前に使用料を一定の機関に預託しておくこと等々を考えるべき。
また、単なる写り込みについては、実演家の権利ということではなく、主にプライバシー等に関わる問題である。
- 著作者のうちには経済的利益がなくなっている人もいる。検討されている意思表示の制度、集中管理のシステムによって、経済的利益のある人は一括処理できるところに登録しておき、それ以外の登録されていない人、所在不明のような人については自由に利用できるような新しいシステムはできると思う。先延ばしにするのではなく、短期間で結論を出すような方向に関係者は努力すべき。

（アーカイブの円滑化方策について）

- 図書館における複製は著作物の保存のために行われるが、国会図書館における複製については、保存と並んで利用させることが念頭に置かれており、保存という概念とは相入れないのではないか。結果として、著作権法上の図書館における複製の考え方を変えて

いくことにならないよう慎重に取り扱っていくべき。

- 国会図書館では、戦後の雑誌などを典型として酸性化が進んでおり、現時点で媒体変換をして複製する作業自体が困難になりつつある。日本の文化の最後の拠点である国会図書館の資料そのものが使えない状態になることが最大の問題であり、慎重に審議しているうちに一冊一冊と状況の悪化が進んでいるため、その部分については早急に対応しなければいけない。

(保護期間の在り方について)

- 保護期間延長の論議をしているうち、高名な作家の著作権が切れていく。討議するのは結構だが、そういう中で保護期間が切れてしまう作家がいるということをよく考えておくべき。
- 保護期間の延長については、賛成の人もいれは反対の意見もいて、議論が膠着状態になっていると印象を受ける。一方で、ネットに関しては、慎重な審議が必要だとは思いますが、法律を改正やフェアユースの概念など、利用促進のための新しいシステムをつくらなければならないというのは急務である。こういう状況の中では、権利者と利用者がより深く話し合いをすることが重要であり、互いに自分の意見にこだわって、話が先に進まないという状況になると、双方にとって大きな損失になる。【再掲】
- 本年7月に欧州委員会が欧州議会に対して実演レコードの保護期間を50年から95年に延長すべきとの提案を行っている。これはデジタルの違法行為、寿命の変化などで、経済的側面を厚く考えたものであり、著作権の保護期間に関する議論と併せて、著作隣接権の保護期間についても積極的に検討をすべき。
- 実演家については、生存中に権利が切れてしまうため、保護期間延長を行うべき。

(その他の課題)

- 美術の作家が譲渡した後に、公開のオークションにおいて美術作品が取引される場合、その取引の金額の数パーセントを作家に還元するという追及権が、ヨーロッパのほとんどの国が取り入れている。アメリカでもカリフォルニア州にある。美術家連盟では、以前からこの検討の要請をしており、検討課題の中に入れるべき。